

県 営 住 宅
修 繕 負 担 区 分 表



埼 玉 県
埼玉県住宅供給公社

令和2年4月 初版発行

この内容は、令和2年4月現在の情報です。記載内容は変更になる場合があります。

修繕費などの負担区分について

「県営住宅修繕負担区分表」は、住戸及びそれに関連する施設の中で、修繕などが発生した場合、その費用をだれが負担するかを定めています。

修繕などが必要な場合には、この修繕負担区分表をご確認のうえ、お住いの住宅を管理している埼玉県住宅供給公社に依頼してください。

「県営住宅修繕負担区分表」の注意事項

- 1 負担区分が県である項目でも、入居者の故意・過失、または、通常の使用方法に反して使用するなどの破損等の修理・取替え・調整に要する費用は入居者負担となります。
- 2 日常的な手入れ(簡単な手入れ、ビス・ネジ締め、油差し、清掃等)、入居者にて設置等した設備・機器等に係る修繕、ペーパーホルダー等の備品や電球・蛍光灯管、水栓のコマ等の消耗品については入居者負担となります。
- 3 住宅の使用に支障のない範囲の破損、損耗、汚損、変色などについては、修繕を行いません。
- 4 修繕等の実施に際し、家具・家財の移動は、当該家具・家財の保全及びプライバシー侵害等のトラブル回避のため、ご自身で行っていただきます。
- 5 県が負担する項目において、修繕の必要がある場合は、管理している埼玉県住宅供給公社が修繕を行います。まず管轄する公社支所へ修繕の依頼をしてください。
- 6 入居者が負担する項目においては、ご自身で業者へ依頼してください。
- 7 修繕負担区分に記載のない事項等ご不明点につきましては、埼玉県住宅供給公社までお問い合わせください。
- 8 修繕負担区分表は入居中の修繕負担区分に関するものであり、退去時の原状回復費用の負担区分に関するものではありません。

目 次

○ 修繕の負担区分

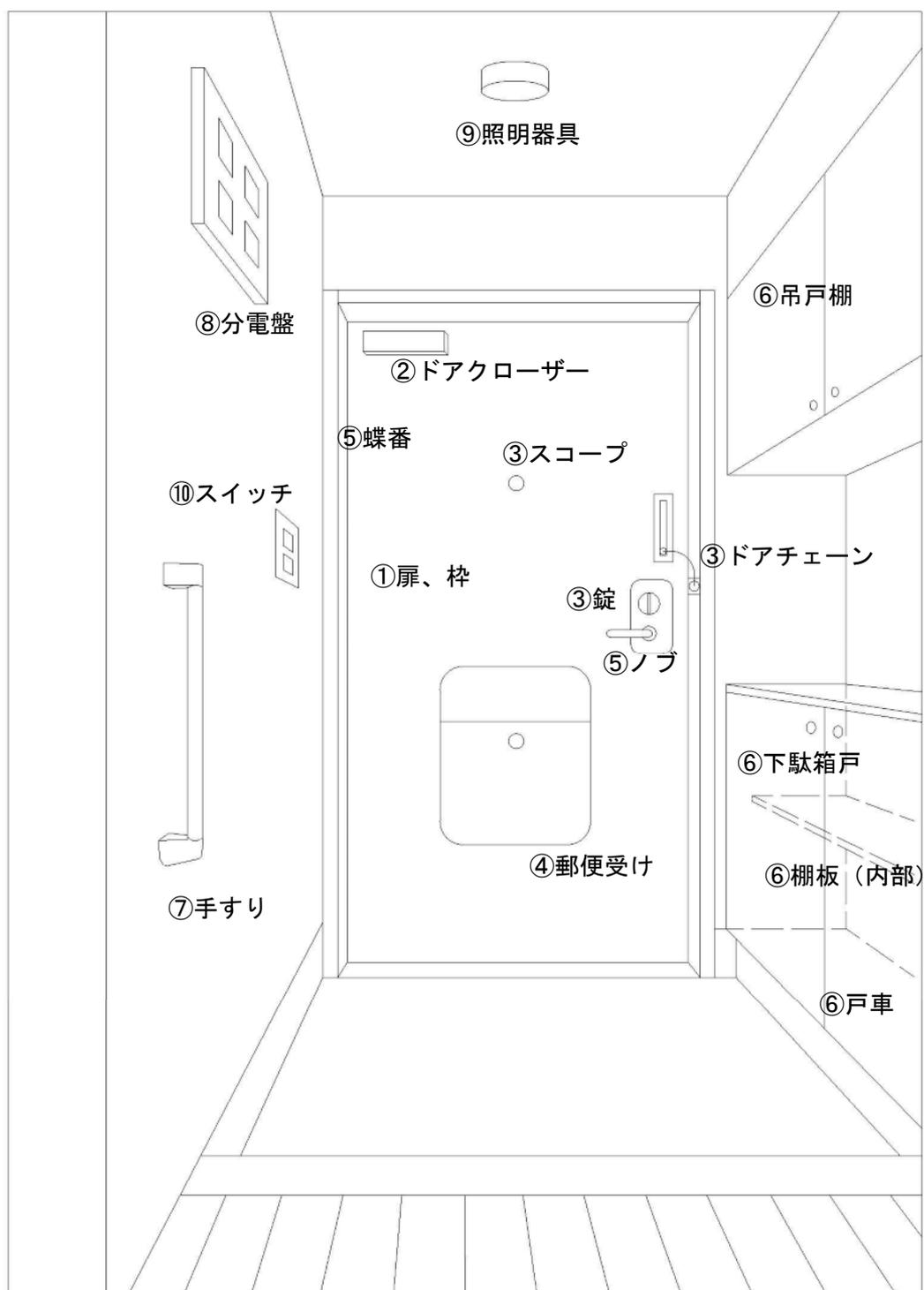
(1) 玄関	1
(2) 居室	3
(3) キッチン	5
(4) 洗面所・洗濯機置場	7
(5) トイレ	9
(6) 浴室(ユニットバス)	11
(7) 浴室(ユニットバス以外)	13
(8) ベランダ	15
(9) 建物共用部分	17
(10) 屋外部分	18

○ その他

共益費の負担	19
--------	-------	----

※ 住戸内イラストはイメージであり、住宅または住戸によって記載の設備等が設置されていない場合があります。

(1) 玄関



県に負担区分がある項目についても、入居者の故意・過失によるもの、住宅の使用に支障のないもの、入居者にて設置した設備機器等の損耗等については入居者の負担にて修繕等をお願いします。

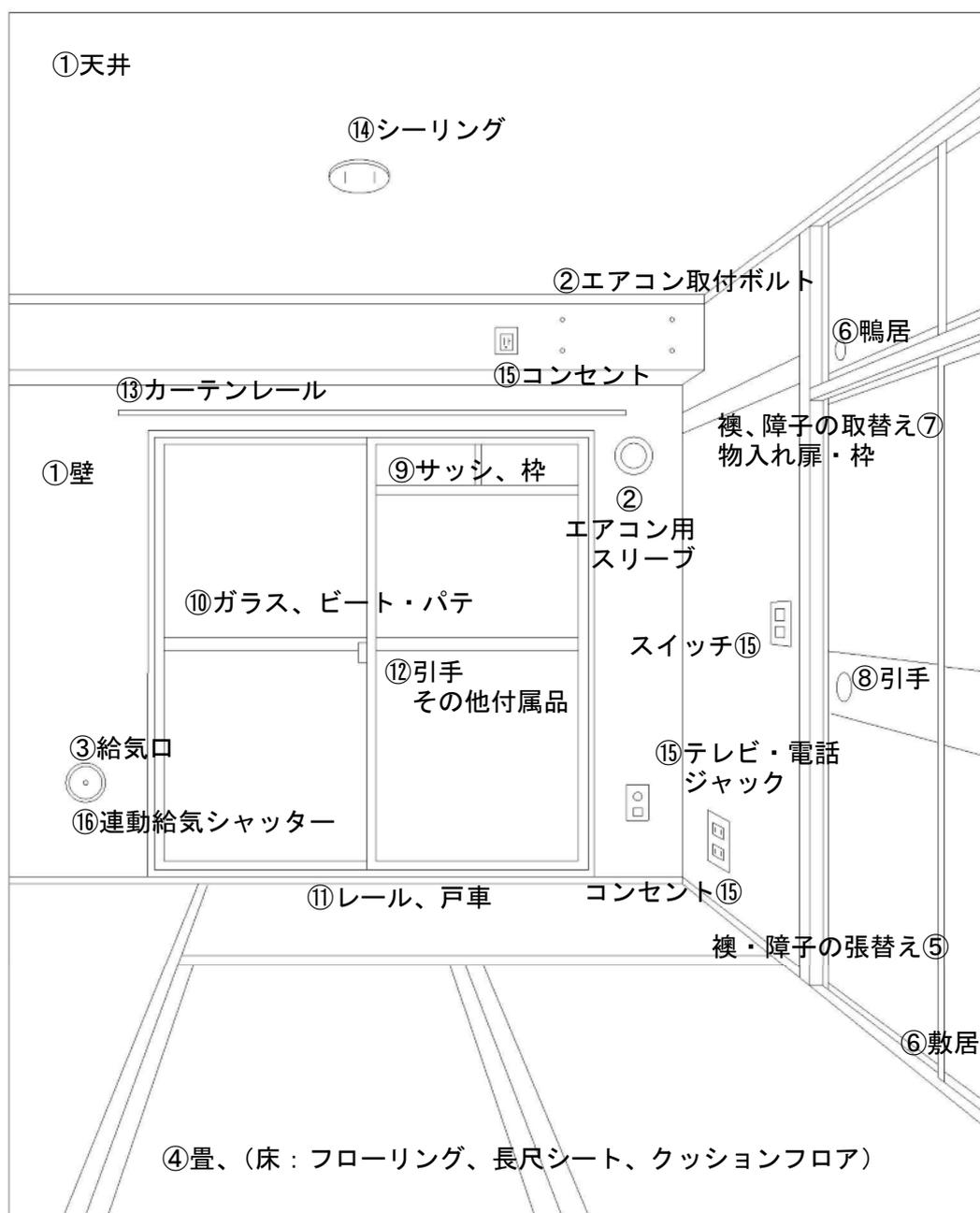
例：日常的な手入れ（ビス・ネジ締め、油差し、清掃等）を怠ったことや、通常の使用方法（ドア本体と枠に物を挟む、水を使用しての清掃等）に反する使用等による不具合

修繕する項目		負担区分		備考
		県	入居者	
玄関ドア	①扉、枠 ②ドアクローザー ③錠、ドアチェーン、スコープ ④郵便受け ⑤蝶番、ノブ、その他付属品	○ ○ ○ ○	 ○	調整は入居者負担
下駄箱 吊戸棚 手すり	⑥戸・棚板 ⑥戸車 ⑦手すり	 ○	○ ○	調整含む
電気	⑧分電盤 ⑨照明器具(県が取付けたもの) ⑨電球、蛍光管、グローランプ ⑩スイッチ	○ ○ ○	 ○	

※ 結露によるカビ等の除去・清掃は入居者の負担となります。

※ 床の部分的なキズ・剥がれ等の修繕は行いません。

(2) 居室



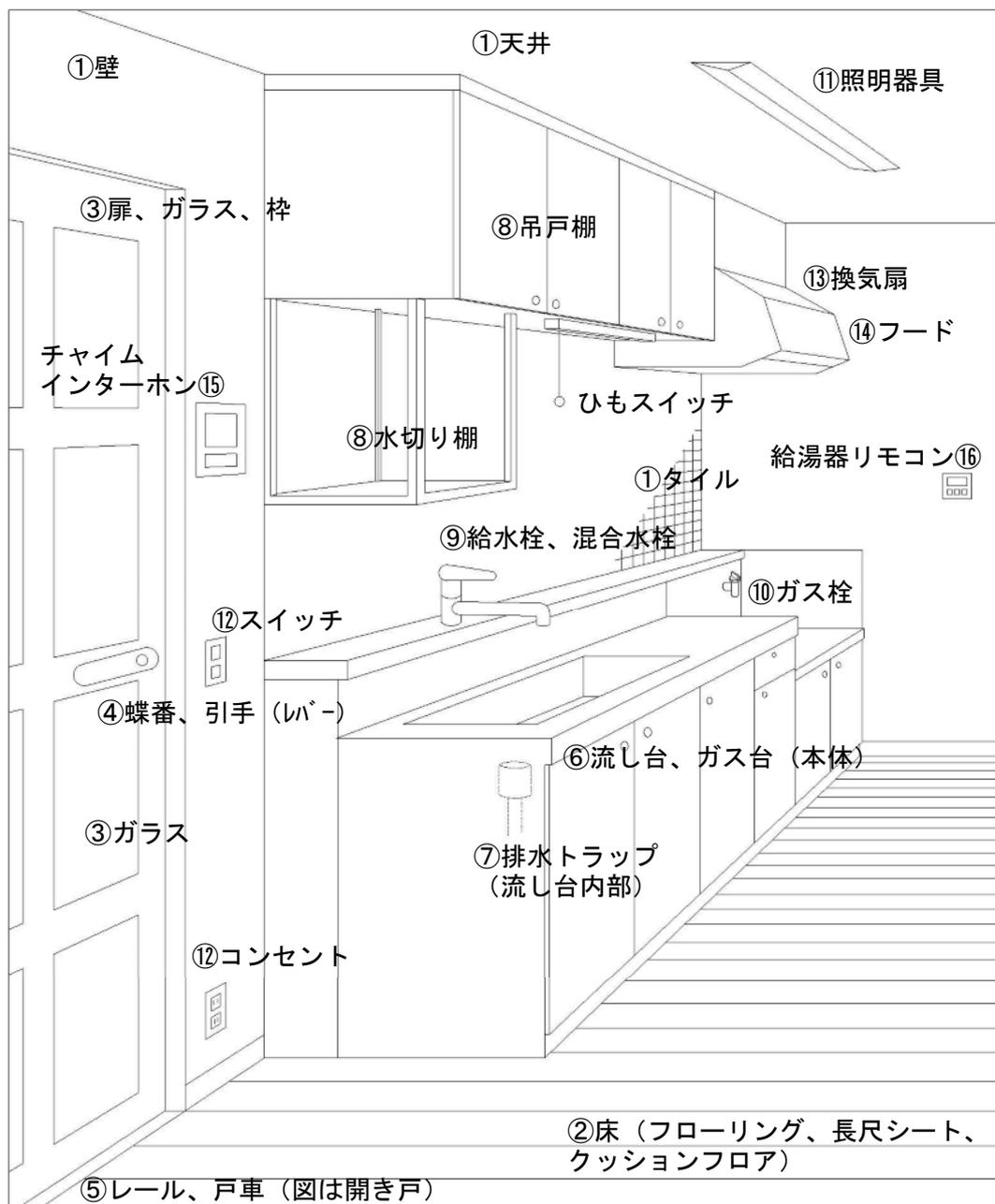
県に負担区分がある項目についても、入居者の故意・過失によるもの、住宅の使用に支障のないもの、入居者にて設置した設備機器等の損耗等については入居者の負担にて修繕等をお願いします。

例：清掃等を怠ったことによるサッシレールや戸車の損耗や不具合、ガラスの脱落するおそれのないビート、パテの経年変化による変色（損耗）

修繕する項目		負担区分		備考
		県	入居者	
天井・壁	①塗装、クロス ①下地 ②エアコン取付用ボルト、エアコン用スリーブ ③給気口		○ ○ ○	
畳 床	④畳 ④フローリング、長尺シート、クッションフロア ④畳床 ④下地	○ ○ ○	○	部分的なキズ・剥がれ等を除く
押入れ 物入れ	⑤襖、障子の張替え、棚板 ⑥敷居、鴨居 ⑦襖、障子の取替え、物入れ扉・枠 ⑧引手、その他付属品	○ ○ ○	○	
金属建具 (屋外サッシ)	⑨サッシ、枠 ⑩ガラス、ビート・パテ(ガラス押え) ⑪レール、戸車 ⑫引手、その他付属品 ⑬カーテンレール	○ ○ ○ ○	○	クレセント等
電気	⑭照明器具(県が取付たもの)、シーリング ⑭電球、蛍光管、グローランプ ⑮スイッチ、コンセント、テレビ・電話ジャック ⑯連動給気シャッター	○ ○ ○	○	

※ 結露によるカビ等の除去・清掃は入居者の負担となります。

(3) キッチン



県に負担区分がある項目についても、入居者の故意・過失によるもの、住宅の使用に支障のないもの、入居者にて設置した設備機器等の損耗等については入居者にて修繕等をお願いします。

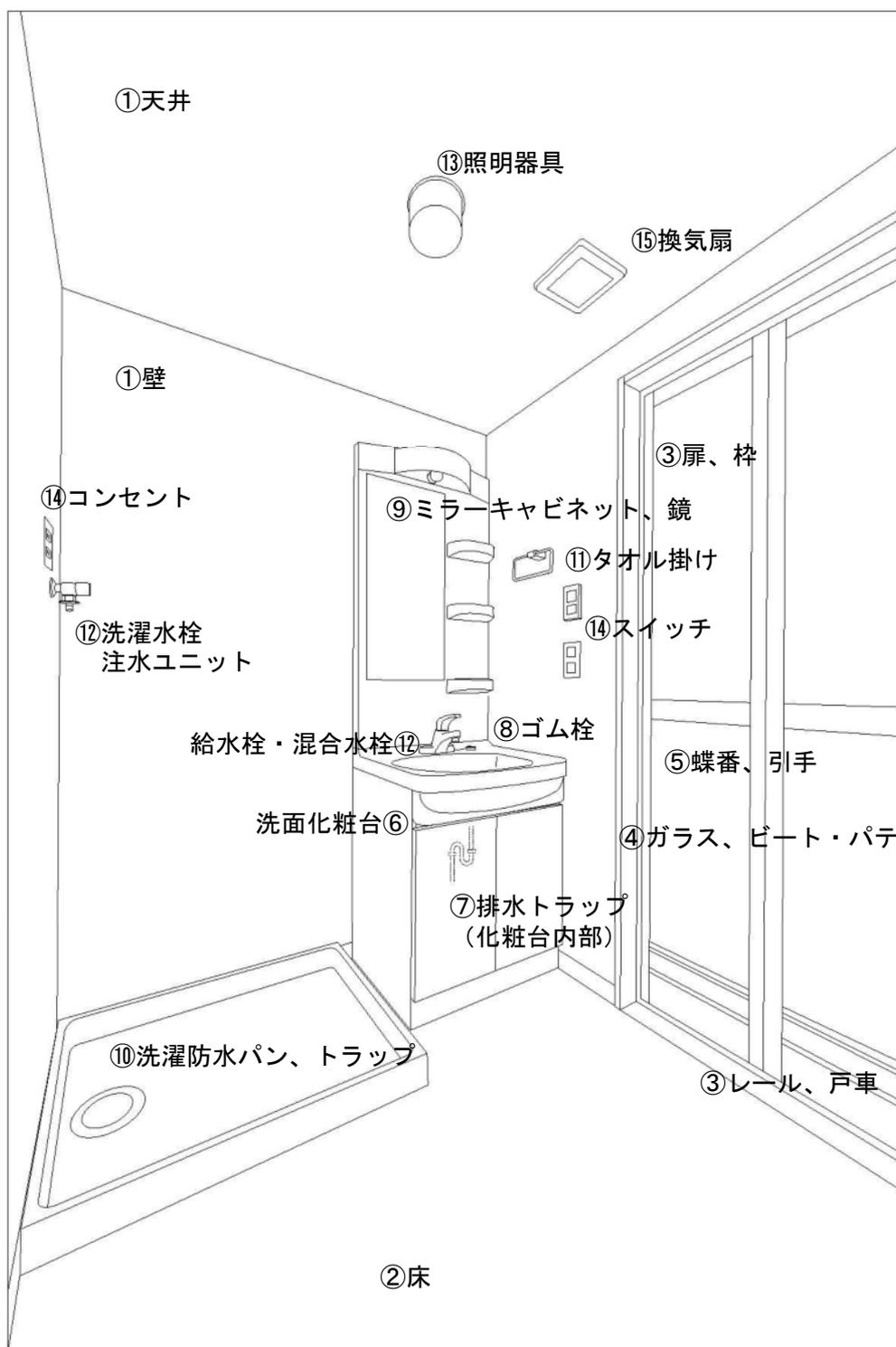
例：機器等の経年変化による変色（損耗）、日常的な清掃を怠ったことによる換気扇類の汚損や破損、異物を流したことによる詰まりや腐食・変色

修繕する項目		負担区分		備考
		県	入居者	
天井・壁	①塗装、クロス		○	
	①下地	○		
	①タイル部分	○		
床	②フローリング、長尺シート、クッションフロア	○		部分的なキズ・剥がれ等を除く
	②下地	○		
木製建具 (居室ドア) トイレドア 洗面ドア	③扉、ガラス、枠	○		
	④蝶番、引手、その他付属品	○		
	⑤レール、戸車	○		
流し台	⑥流し台、ガス台(本体)	○		
	⑥流し台、ガス台の戸		○	調整含む
	⑦排水トラップ	○		
	⑧水切り棚、吊戸棚の戸、吊戸棚の棚板		○	調整含む
	⑨給水栓、混合水栓	○		
	⑨水栓のパッキン、コマ		○	
	⑩ガス栓	○		
	⑩ガスホース		○	
電気	⑪照明器具(県が取付けたもの)	○		ひもスイッチは 入居者負担
	⑪電球、蛍光管、グローランプ		○	
	⑫スイッチ、コンセント	○		
	⑬換気扇(県が取付けたもの)	○		
	⑬換気扇フィルター		○	
	⑭フード	○		
	⑮チャイム、インターホン(県が取付けたもの)	○		
	⑯給湯器リモコン	○		

※ 結露によるカビ等の除去・清掃は入居者の負担となります。

※ 排水管の詰まり解消は入居者の負担となります。

(4) 洗面所・洗濯機置場



県に負担区分がある項目についても、入居者の故意・過失によるもの、住宅の使用に支障のないもの、入居者にて設置した設備機器等の損耗等については入居者にて修繕等をお願いします。

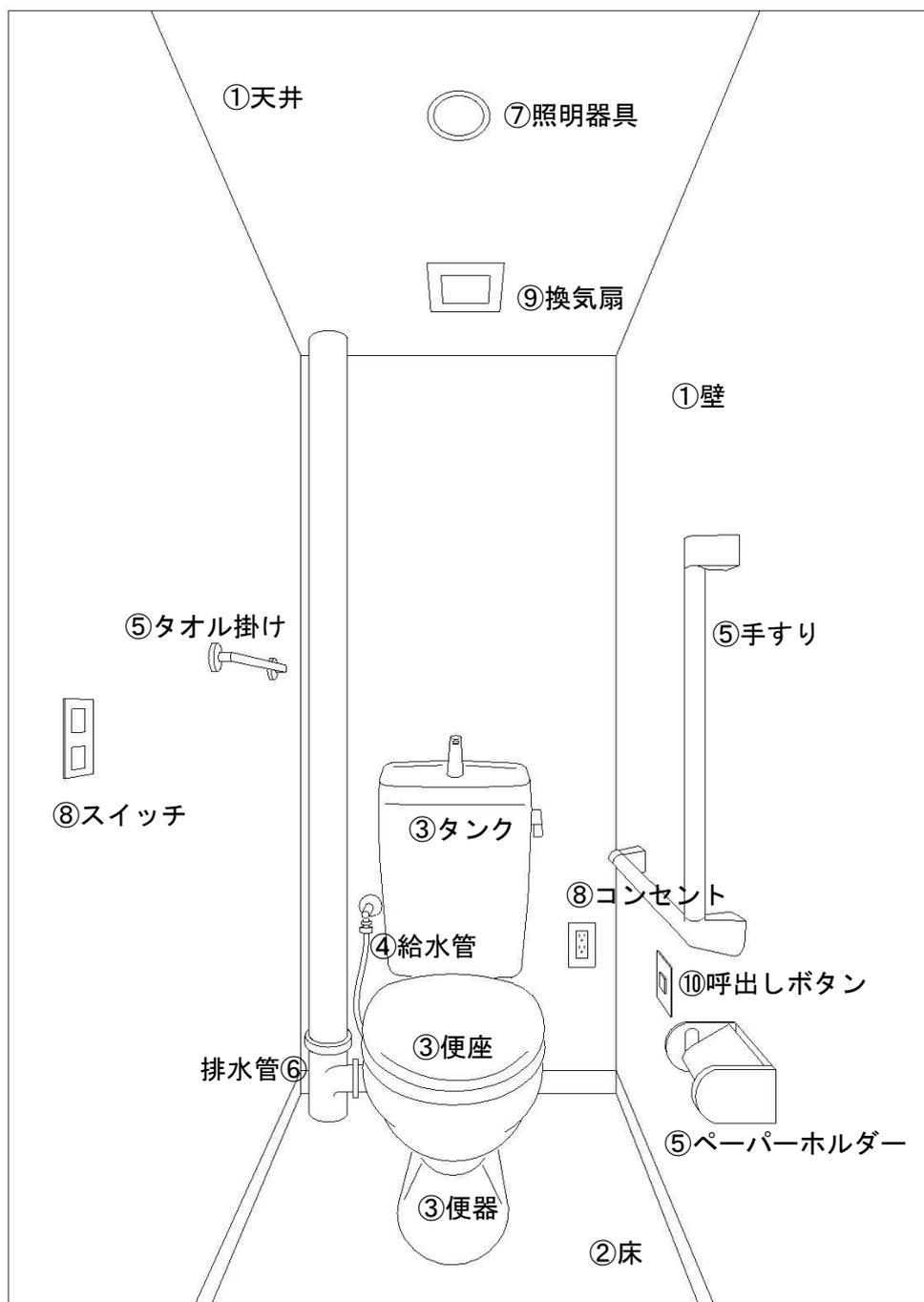
例：機器等の経年変化による変色（損耗）、日常的な清掃を怠ったことによる設備機器や陶器の汚損や破損、異物を流したことによる詰まりや腐食・変色

修繕する項目		負担区分		備考
		県	入居者	
天井・壁	①塗装、クロス ①下地	○	○	
床	②フローリング、長尺シート、クッションフロア ②下地	○ ○		部分的なキズ・剥がれ等を除く
浴室ドア	③扉、枠 ③レール、戸車 ④ガラス、ビート・パテ(ガラス押え) ⑤蝶番、引手、その他付属品	○ ○ ○ ○		
洗面台	⑥洗面器、化粧台の本体 ⑥化粧台の戸 ⑦排水トラップ ⑧鎖付きゴム栓 ⑨ミラーキャビネット、鏡 ⑩洗濯防水パン、トラップ ⑪タオル掛け ⑫給水栓、混合水栓 ⑫水栓のパッキン、コマ ⑫洗濯注水ユニット本体・リモコン ※住戸により設置状況が異なります	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	調整含む 撤去となります
電気	⑬照明器具(県が取付けたもの) ⑬電球、蛍光管、グローランプ ⑭スイッチ、コンセント ⑮換気扇 ⑮換気扇フィルター	○ ○ ○ ○	○ ○	

※ 結露によるカビ等の除去・清掃は入居者の負担となります。

※ 排水管の詰まり解消は入居者の負担となります。

(5) トイレ



県に負担区分がある項目についても、入居者の故意・過失によるもの、住宅の使用に支障のないもの、入居者にて設置した設備機器等の損耗等については入居者にて修繕等をお願いします。

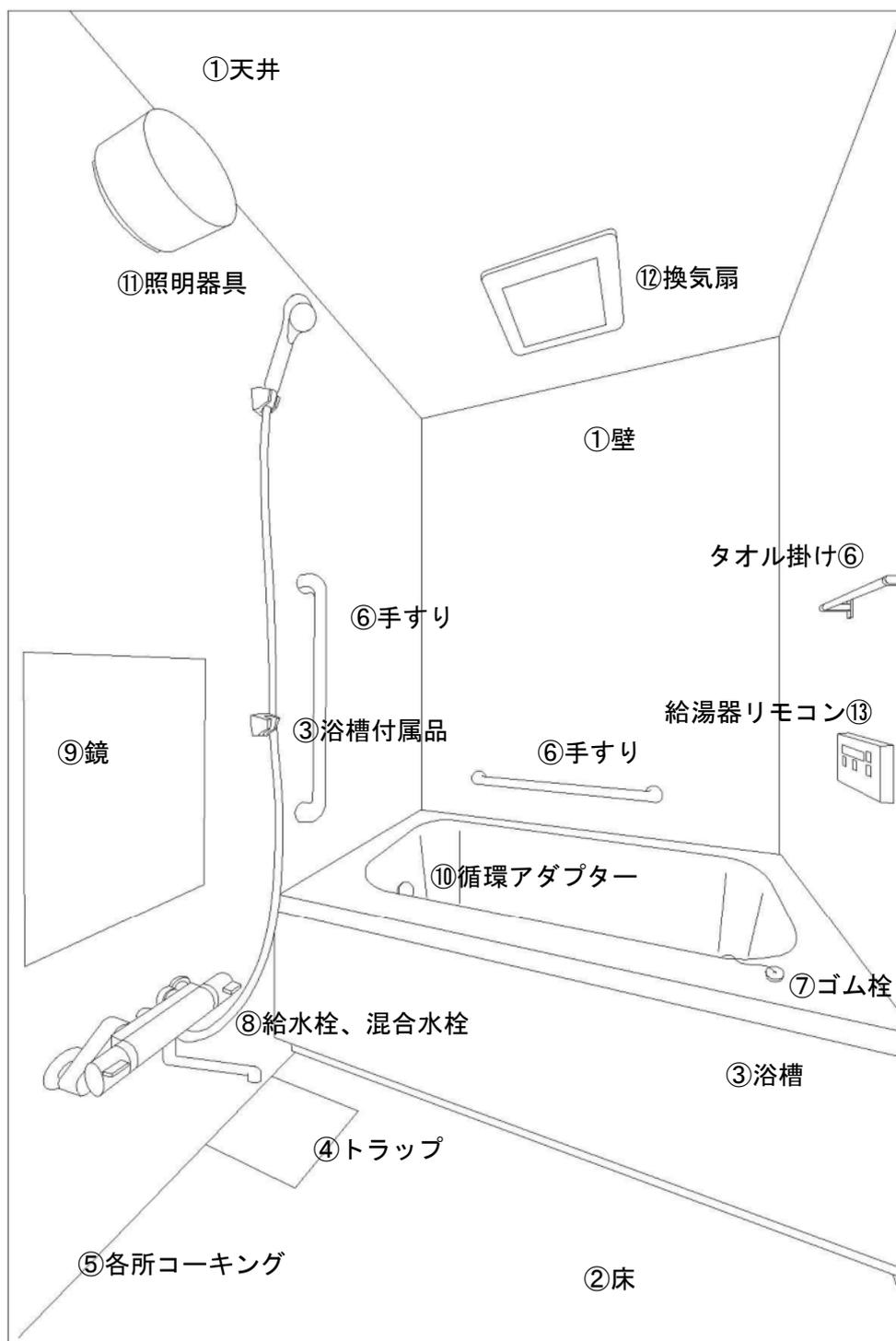
例：便器の経年変化による変色（損耗）、日常的な清掃を怠ったことによる設備機器や便器の汚損や破損、異物を流したことによる詰まりや腐食・変色

修繕する項目		負担区分		備考
		県	入居者	
天井・壁	①塗装、クロス ①下地	○	○	
床	②フローリング、長尺シート、クッションフロア ②下地	○ ○		部分的なキズ・剥がれ等を除く
便器	③便器、タンク、便座 ④給水管 ⑤ペーパーホルダー、タオル掛け、手すり ⑥排水管	○ ○ ○	○	
電気	⑦照明器具(県が取付けたもの) ⑦電球、蛍光管、グローランプ ⑧スイッチ、コンセント ⑨換気扇 ⑨換気扇フィルター ⑩呼び出しボタン ※住戸により設置状況が異なります	○ ○ ○ ○ ○	○ ○	

※ 結露によるカビ等の除去・清掃は入居者の負担となります。

※ 排水管の詰まり解消は入居者の負担となります。

(6) 浴室(ユニットバス)



県に負担区分がある項目についても、入居者の故意・過失によるもの、住宅の使用に支障のないもの、入居者にて設置した設備機器等の損耗等については入居者にて修繕等をお願いします。

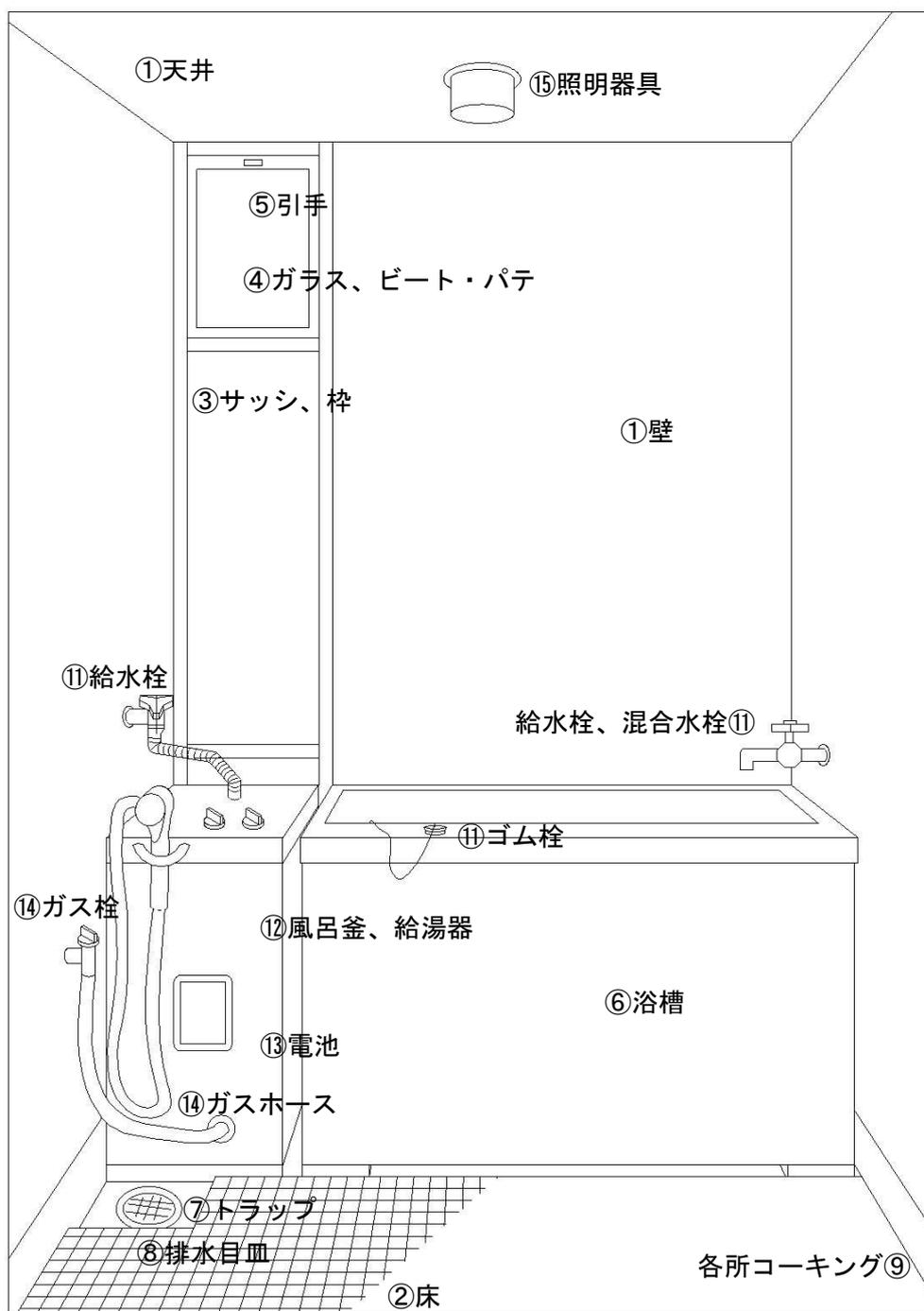
例：結露によるカビ、経年変化による浴室床、設備機器等の変色(損耗)、日常的な清掃を怠ったことによる設備機器等の汚損や破損、異物を流したことによる詰まりや腐食・変色

修繕する項目		負担区分		備考
		県	入居者	
天井・壁	①パネル、タイル ①下地	○ ○		部分的なキズ・剥がれ等を除く
床	②パネル、タイル ②下地	○ ○		部分的なキズ・剥がれ等を除く
浴室	③浴槽本体 ③浴槽付属品(風呂蓋、シャワーフック) ④トラップ ⑤各所コーキング ⑥タオル掛け、手すり ⑦鎖付きゴム栓 ⑧給水栓、混合水栓 ⑧水栓のパッキン、コマ ⑨鏡	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	
給湯器	⑩給湯器、循環アダプター	○		
電気	⑪照明器具(県が取付けたもの) ⑪電球、蛍光管、グローランプ ⑫換気扇 ⑫換気扇フィルター ⑬給湯器リモコン	○ ○ ○	○ ○	

※ 結露によるカビ等の除去・清掃は入居者の負担となります。

※ 排水管の詰まり解消は入居者の負担となります。

(7) 浴室(ユニットバス以外)



県に負担区分がある項目についても、入居者の故意・過失によるもの、住宅の使用に支障のないもの、入居者にて設置した設備機器等の損耗等については入居者にて修繕等をお願いします。

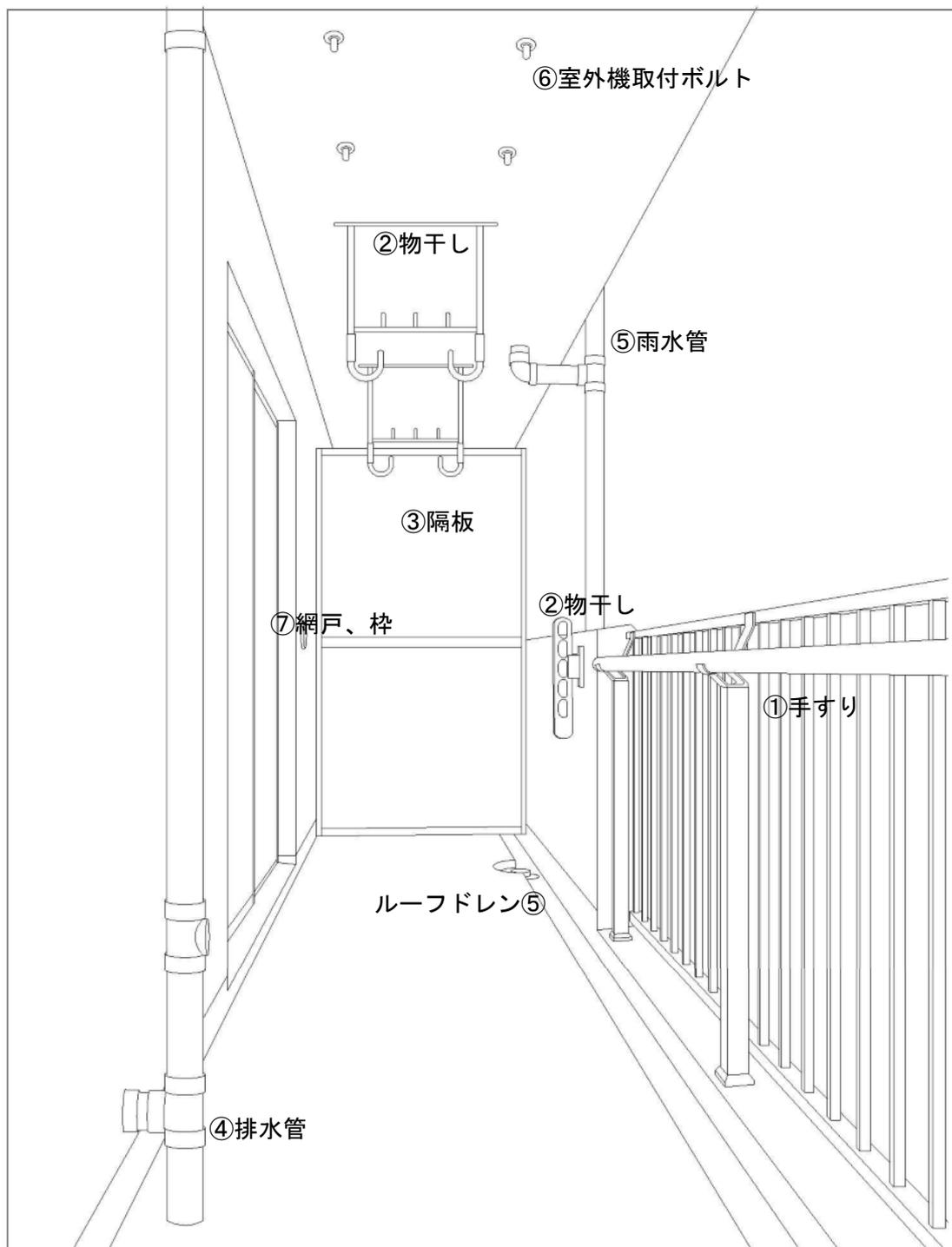
例：結露によるカビ、経年変化による浴室床、設備機器等の変色(損耗)、日常的な清掃を怠ったことによる設備機器等の汚損や破損、異物を流したことによる詰まりや腐食・変色

修繕する項目		負担区分		備考
		県	入居者	
天井・壁	①塗装		○	部分的なキズ・剥がれ等を除く
	①パネル、タイル	○		
	①下地	○		
床	②タイル	○		部分的なキズ・剥がれ等を除く
	②下地	○		
サッシ	③サッシ、枠	○		
	④ガラス、ビート・パテ(ガラス押え)	○		
	⑤引手、その他付属品	○		
浴室	⑥浴槽本体(県設置分に限る)	○		
	⑥浴槽付属品(風呂蓋)		○	
	⑦トラップ	○		
	⑧排水目皿		○	
	⑨各所コーキング	○		
	⑩鎖付きゴム栓		○	
	⑪給水栓、混合水栓	○		
⑪水栓のパッキン、コマ		○		
風呂釜 給湯器	⑫風呂釜、給湯器(県が取付けたもの)	○		
	⑬電池の交換		○	
	⑭ガス栓、ガスホース	○		
電気	⑮照明器具(県が取付けたもの)	○		
	⑮電球、蛍光管、グローランプ		○	

※ 結露によるカビ等の除去・清掃は入居者の負担となります。

※ 排水管の詰まり解消は入居者の負担となります。

(8) ベランダ



県に負担区分がある項目についても、入居者の故意・過失によるもの、住宅の使用に支障のないもの、入居者にて設置した設備機器等の損耗等については入居者にて修繕等をお願いします。

例：日常的な清掃を怠ったことによる配管等の詰まりや汚損、破損、異物を流したことによる詰まりや腐食・変色

(9) 建物共用部分

修繕する項目		負担区分		備考
		県	入居者 (共益費)	
エントランス	①表札		○	
階段室	②面格子	○		
廊下等	③手すり、窓手すり	○		
	④パイプシャフト扉	○		
	⑤屋上点検用扉、ハッチ	○		
	⑥掲示板	○		
	⑦階数表示	○		
	⑧集合郵便受箱		○	
エレベーター	⑨押しボタン、表示球		○	
共用電灯	⑩階段灯、廊下灯、外灯の修理		○	器具の取替えは県負担
	⑪電球、蛍光管、グローランプ、水銀灯等		○	
	⑫スイッチ、タイマー、自動点滅器		○	
アンテナ	⑬テレビアンテナ	○		

(10) 屋外部分

修繕する項目		負担区分		備考
		県	入居者 (共益費)	
柵・側溝	①汚水排水柵、ふた	○		清掃も県負担
	②雨水柵、ふた	○		清掃は入居者負担
	③側溝	○		清掃は入居者負担
児童遊園	④砂場の砂の補填	○		2年に1回を限度
	⑤遊具、ベンチ	○		
植栽	⑥中高木の管理・剪定	○		原則2年に1回
	⑦低木の管理・剪定		○	
	⑧除草		○	
	⑨芝生の整備		○	
害虫駆除	⑩ノミ・シラミ・ダニ・南京虫・ネズミ・ゴキブリ等		○	衛生害虫類等 薬剤散布による 駆除は原則行 わない
	⑪スズメバチ	○		
	⑫チャドクガ、イラガ	○		
	⑬シロアリ	○		

共益費の負担

共益費は、団地内の共用施設を維持管理するため、経常的に必要となる経費に対して支出する費用であり、家賃、自治会費とは別に負担いただくものです。

この費用の徴収は、入居者の代表である自治会が行います。また自治会から相手方に直接支払うものです。

共益費の主なものは、次のとおりです。

費用の種類	負担の内容
1 電気料金	階段灯、廊下灯、外灯、集会室等並びに給水施設、污水处理施設、排水施設、エレベーター施設等の電灯及び動力の電気の基本料、使用料
2 電気器具の消耗品	上記 1 の照明器具の修理費用並びに電球、蛍光管、グローランプ、水銀灯、カバー、スイッチ、ソケット、ヒューズ、水銀灯設備のトランス、室内端子、自動点滅器等の修理または取替費用
3 水道料金	屋外散水栓、集会室、その他共用施設の水道の基本料、使用料
4 水道施設の消耗品	上記 3 の給水栓及びパッキン等の修理または取替費用
5 排水施設の消耗品	集会室等の便器・タンク、便座、ペーパーホルダー等の修理または取替費用
6 排水施設の保守	屋内外排水管の清掃(第 1 桝まで)、污水处理施設の維持保守に要する費用、ゴミ処理及び消毒に要する費用
7 エレベーターの保守	押しボタン及び表示球の取替費用
8 ガス料金等	集会室のガス基本料金及び使用料、ガス栓の修理または取替費用
9 その他	自治会で設置したものの修理及び取替費用

- MEMO -

